

～資源は宝～

資源集団回収を 始めてみませんか？

リサイクル促進

参加者募集中！

ごみ減量



資源集団回収とは？

自治会や子供会その他の市民団体が、自主的に空き缶、空きびん、紙類などの資源物回収を行い、回収業者に売り渡すことで、リサイクルを推進する活動のことです。

資源集団回収のメリットは？

- ・ごみの分別や、資源物のリサイクルに対する意識が高まり、ごみの減量につながります。
- ・地域のつながりが深まるほか、地域における生きた環境学習の場になります。
- ・回収業者に売却する取組に対し、奨励金を交付しています。
- ・得られた売却代金や奨励金は、団体の活動などに使用できます。

どんな団体が実施できるの？

町内会、自治会、学校 PTA など市民で組織される団体

対象品目及び奨励金額は？

びん類



ビール瓶、一升瓶

4円/1本あたり

紙類



ダンボール、新聞紙
雑紙、牛乳パック
5円/1kgあたり

缶類



スチール缶、アルミ缶

5円/1kgあたり

※令和3年度の1団体あたりの売却代金及び奨励金の合計の平均額は37,000円でした。

活動の流れ

- 1 あらかじめ回収業者から回収品目と分別方法などを確認する。
- 2 回収した資源物を保管するストックヤードを確保する。
- 3 団体内で役割分担や回収日時を決める。
- 4 各世帯にチラシを配布するなどして回収日、回収品目などについてお知らせする。
- 5 市環境課へ、振込先の団体通帳のコピー（表紙、2ページ・3ページ目）を添付して団体登録申請書を提出する。※登録手続きは毎年度必要です。
- 6 活動を実施する。
- 7 活動実施後は、市環境課へ実績報告書、奨励金請求書及び回収業者が発行する買取明細書またはその写しを提出する。
- 8 奨励金から当該振込手数料を差し引いた金額が振込先の団体通帳へ振り込まれる。



回収業者について

詳細は、別紙資源集団回収取扱業者一覧を参照ください。

- ※1 新規で活動を実施する場合は、別紙一覧を参考に直接回収業者へご相談ください。
- ※2 別紙一覧に載っていない回収業者も奨励金の交付対象となります。
- ※3 回収業者によって、取扱品目・売却単価・持込み限定など条件が異なります。

申請書等

市ホームページからダウンロードできます。

お問い合わせ

028-0592

遠野市中央通り9番1号

遠野市生活環境協議会 事務局（市環境課） TEL 0198-62-2111（内線565）

FAX 0198-60-1580